

〔庄川森林計画区〕

1 計画区の概要

(1) 位置等

当該計画区の国有林野は8,473haで、西は石川県、南は岐阜県に接する富山県西部に位置しています。計画区の西側には砺波平野を横切る小矢部川が、その東には岐阜県を源とする庄川が、いずれも北上し富山湾に注いでいます。

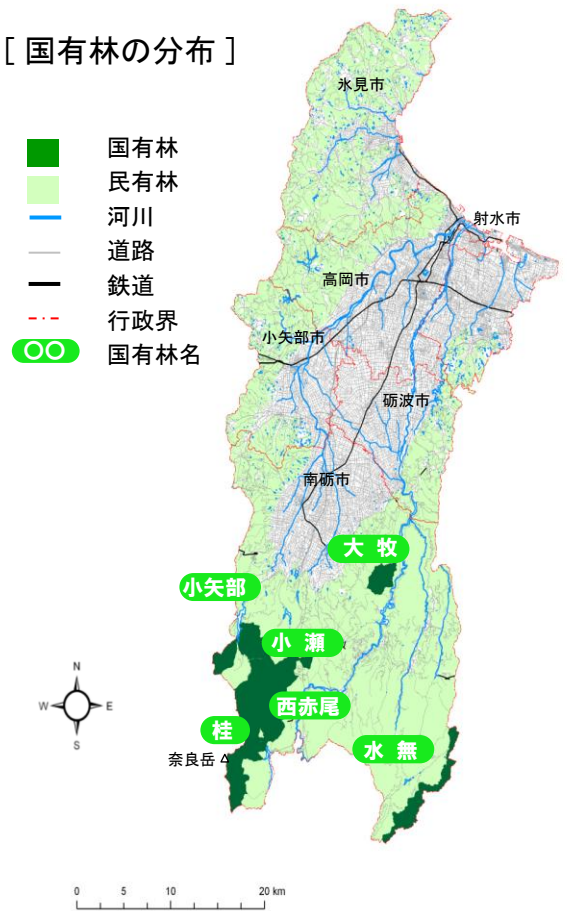
(2) 森林の特徴

森林面積の89%をブナ、ナラ等の天然林が占め、11%を占める人工林は9～15齢級に偏った構成となっています。また、その89%がスギ林となっています。

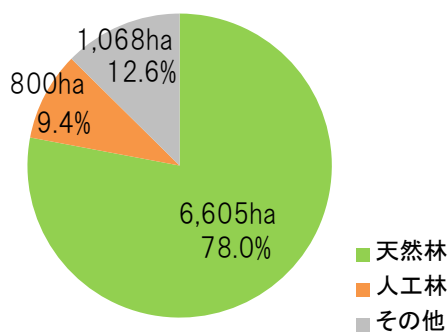
自然景観に恵まれた森林はハイキングなどの場として利用され、白山国立公園等の自然公園にも指定されています。

また、庄川、小矢部川とその支流が谷を刻む急峻な地形を形成しており、国有林野の全域が土砂流出防備、水源かん養の保安林に指定されています。なお、岐阜県境に接する山間地域では積雪深が3mに達します。

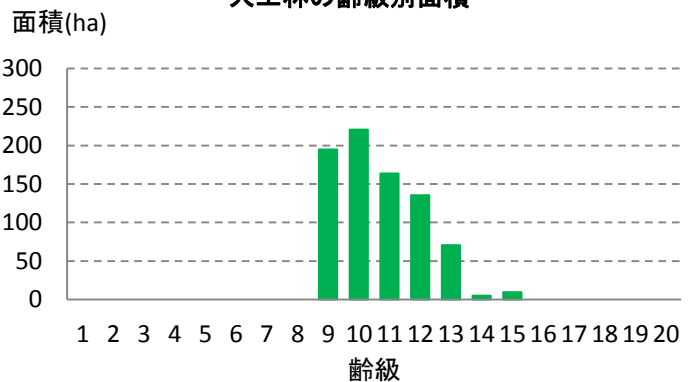
〔国有林の分布〕



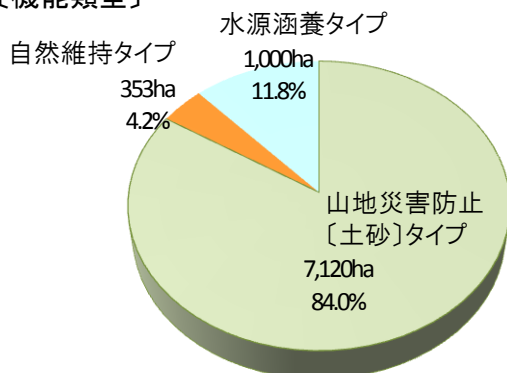
〔人工林、天然林の分布〕



人工林の齢級別面積



〔機能類型〕

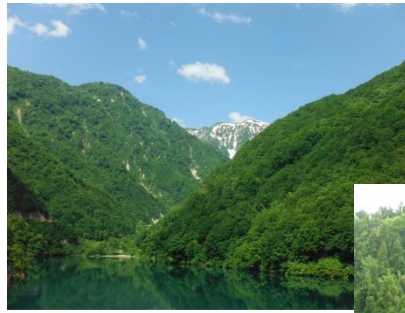


(計画区内の五箇山相倉合掌集落)

2 基本的な考え方

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、個々の国有林野を第一に発揮すべき機能によって5つのタイプに類型化し、それぞれの機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

機能類型毎の取扱方針は後添のとおりです。



(山地災害防止タイプ:
桂国有林)
[奥は奈良岳]



(水源涵養タイプ:
水無国有林)

3 主要事業等の概要

山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）が84%を占め、土砂の流出・崩壊の防備など国土保全の役割が期待されることから、森林整備事業及び治山事業を適切に実施します。

また、水無湿原は、富山県内の代表的な湿原ですが、近年、乾燥化等により湿性植物が衰退していることから、地元団体等と共に湿原の保全整備に取り組みます。

(1) 主要事業の実施

- 健全な森林を育成し、公益的機能の維持増進を図るため間伐を計画します。

伐採	新計画	現計画	対現計画比	更新	新計画	現計画	対現計画比
主伐	—	—	—	人工造林	—	—	—
間伐	2,741m ³	23,767m ³	11.5%	天然更新	—	—	—
臨伐	759m ³	3,933m ³	19.3%	計	—	—	—
計	3,500m ³	27,700m ³	12.6%				

	新計画	現計画	対現計画比	保育	新計画	現計画	対現計画比
間伐面積	24.06ha	287.70ha	8.4%	下刈	—	—	—
				つる切	26.98ha	8.09ha	333.5%
				除伐	—	166.48ha	0.0%
				枝打	—	—	—

注：臨伐（臨時伐採）は、事業実行上の支障木、病害虫による被害木等で、計画時点で箇所付けできないものである。

- 当初段階において林道事業の計画は計上しませんが、災害等により改良が必要となった場合には、事業の優先度等を考慮して対応します。
- 災害に強く安全で安心な国土づくりのため、保全施設の設置や保安林の整備を行います。



(大牧国有林)

治山事業	新計画	現計画
保全施設	17箇所	24箇所
保安林整備	24ha	462ha

注：保全施設の箇所数は「単位流域」数。

(2) 国有林野の維持・保存

ア 貴重な森林の保存

希少な植物とその生育環境を保護するために設定している「**保護林**」や野生動植物の移動経路を確保し、生物多様性を保全するために設定している「**緑の回廊**」について、引き続き適切な保護管理に努めます。



(水無植物群落保護林)

イ 森林病害虫及び獣害対策

ツキノワグマ等による森林被害の早期発見に努め、民有林と協調しつつ必要な対策に取り組みます。



(白山山系緑の回廊：西赤尾国有林)

ウ 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺は、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めます。

(3) 林産物の供給

- ① 路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着を図り、木材の生産・販売に取り組みます。また、これまで利用されてこなかった、未利用間伐材等の有効利用も考慮しつつ木材の供給に努めます。
- ② 庁舎や森林土木工事等における木材利用の拡大に努めるとともに、国民に対し木材利用に関する積極的な啓発に努めます。
- ③ 林産物の供給等を通じて国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努めます。また、価格急変時の供給調整機能を発揮するため地域や関係者の意見を把握するなどの取組を進めます。

(4) 公益的機能維持増進協定

国有林に隣接・介在する民有林のうち、所有者等による施業が行われず公益的機能確保への支障が懸念される森林について、森林所有者等と協定を締結し国有林と民有林の一体的な整備・保全を行う公益的機能維持増進協定制度の活用を努めます。

(5) 国有林野の活用

自然景観が優れた国有林等について、箇所毎の森林の特徴、利用の形態、地域の要請等を踏まえ、地元市等と調整を図りながら活用を推進します。

(6) 国民参加による森林の整備

森林ボランティア団体やNPO等による森林づくり活動、企業のCSR活動、学校等が行う林業体験や森林教室等の森林環境教育にフィールドを提供します。

保護林の設定状況

種類	箇所	面積(ha)
植物群落保護林	1<1>	216<216>
計	1<1>	216<216>

緑の回廊の設定状況

名称	延長(km)	面積(ha)
白山山系緑の回廊	20	6,580 [42,868]

注<>は、第三次計画の数値である。
[]は、緑の回廊全体の面積である。